

簡易公募型プロポーザル方式総合評価型に係る手続開始の公告 共同企業体発注

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成31年2月18日

（契約担当者） 沖縄県 八重山土木事務所
所長 勢理客 武

1 業務概要

(1) 業務名

H31新石垣空港モニタリング調査業務委託

(2) 履行場所

沖縄県石垣市白保地内

(3) 業務内容

環境モニタリング（新石垣空港事後調査委員会の運営、新石垣空港事後調査に係る報告書の作成、ビオトープ管理計画の作成、環境レビューの作成、ビオトープ生息環境調査）

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から平成32年3月31日まで

(5) 契約限度額

25,250,400円以下で契約を行う。

(6) 受注者の特定方法

本業務は、受注者を特定する場合において、一定の条件を満たす者を公募により選定し、当該業務に係る実施体制、実施方針、技術提案等に関する提案書（以下「技術提案書」という。）の提出を求め、技術提案書の内容が業務の履行に最も適した者を受注者とするプロポーザル方式の試行業務である。

2 参加資格

参加表明書又は、技術提案書を提出しようとする者は、次に掲げる資格等を満たしていること。（共同企業体にあつては、全ての構成員が該当する。）

(1) 参加者に共通して求める要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 土木関係建設コンサルタント業務（建設環境部門）に登録を受けている者であつて、沖縄県の平成31・32年度測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録（登録申請中を含む）に係る参加表明書を提出した者。（業種区分は調査、登録業種は環境関係）

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手

続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと（上記イの再認定を受けた者を除く。）。

- エ 参加表明書等の提出期限の最終日から特定日までの期間において、沖縄県の工事等契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- オ 参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）
- カ 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する建設業者又はこれに準じるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- キ 沖縄県内に、本店、支店又は、営業所があること。
- ク 実施方針及び特定テーマが適正であること。
- ケ 当該業務の見積額が契約限度額内であること。

(2) 共同体の結成にあつての要件

- ア 2社共同企業体とする。
- イ 自主結成方式とする。
- ウ 当該業務に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- エ 代表者は構成員のうち最大の履行能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- カ 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。
- キ 共同企業体の協定書が、入札説明書と同時に配布する「共同企業体協定書」によるものであること。

(3) 代表構成員の実績及び管理技術者等の要件

ア 代表構成員に関する要件

- (ア) 2(3)イからエに挙げる基準を満たす管理技術者、照査技術者及び担当技術者を当該委託業務に配置できること。

(イ) 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成20年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として下記a若しくはbの実績を5件以上有さなければならない。

- a 同種業務：環境影響評価又は事後調査に係る業務であつて、学識経験者等から指導・助言を得るための委員会の開催及び事後調査報告書^{*}の作成に関する業務
- b 類似業務：環境影響評価又は事後調査に係る河川水生生物に関する調査業務

※事後調査報告書とは、環境影響評価法又は沖縄県環境影響評価条例に基づくもの。
以下同じ。

（同種業務、類似業務とも日本国内における国・都道府県・政令指定都市、高速道路株式会社の公共工事を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。
以下同じ。）

イ 配置予定技術者の資格に関する要件

予定技術者においては、下記に示す条件を満たす者であり

(ア) 管理技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「環境部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（環境部門、水産部門「水産水域環境」又は建設部門「建設環境」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- c R C C M（建設環境部門）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

(イ) 照査技術者

(ア)の管理技術者に要する資格保有と同じ。

(ウ) 担当技術者

以下のいずれかの資格保有者であること。

- a 技術士（総合技術監理部門「環境部門」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- b 技術士（環境部門、水産部門「水産水域環境」又は建設部門「建設環境」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- c R C C M（建設環境部門）の資格を有し「登録証書」の交付を受けている者又は技術士補（環境部門、水産部門又は建設部門）の資格を有し技術士法による登録を行っている者。

ウ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 管理技術者

管理技術者は、平成 20 年度以降から公告日までに完了した業務において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として下記 a 若しくは b の実績を 5 件以上有すること。

- a 同種業務：環境影響評価又は事後調査に係る業務であって、学識経験者等から指導・助言を得るための委員会の開催及び事後調査報告書の作成に関する業務
- b 類似業務：環境影響評価又は事後調査に係る河川水生生物に関する調査業務

(イ) 照査技術者及び担当技術者

照査技術者及び担当技術者は、平成 20 年度以降から公告日までに完了した業務において、企業単体もしくは共同企業体の代表構成員として下記 a 若しくは b の実績を 3 件以上有すること。

- a 同種業務：環境影響評価又は事後調査に係る業務であって、学識経験者等から指導・助言を得るための委員会の開催及び事後調査報告書の作成に関する業務
- b 類似業務：環境影響評価又は事後調査に係る河川水生生物に関する調査業務

エ 配置予定管理技術者の手持ち業務量に関する要件

管理技術者は、全ての手持ち業務の契約金額が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者とする。ただし、契約金額が、1,000 万円を超える業務で、管理技術者が低入札調査基準価格以下で契約した業務を担当している場合は、手持ち業務の契約金額が 2 億円未満、又は手持ち業務の件数が 5 件未満。

※手持ち業務量とは、告示日現在（特定後未契約のものも含む）において管理技術者又は担当技術者となっている 500 万円以上の他の業務をいう。

(4) 代表構成員以外の構成員に求める要件

ア 沖縄県内に本店を置く者であること。

イ 同種又は類似業務の実績

下記に示される同種業務又は類似業務について、平成 20 年度以降から公告日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、企業単体もしくは共同企業体構成員として下記 a 若しくは b の実績を 5 件以上有さなければならない。

- a 同種業務：環境影響評価又は事後調査に係る業務であって、学識経験者等から指導・助言を得るための委員会の開催及び事後調査報告書の作成に関する業務
- b 類似業務：環境影響評価又は事後調査に係る河川水生生物に関する調査業務

ウ 配置予定技術者の資格に関する要件

(ア) 担当技術者

上記 2 (3) イ(ウ)の担当技術者に要する資格保有と同じ。

エ 配置予定技術者の業務実績に関する要件

(ア) 担当技術者

上記 2 (3) ウ (イ) の担当技術者に要する業務実績保有と同じ。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準等

測量及び建設工事コンサルタント業者等の指名に関する要領に定める指名基準による。なお、同基準中の「(1)当該業務に対する技術的適正、(2)会社の経営状況及び使用人数並びに技術者の状況、並びに(4)過去における成果の状況」については、同種又は類似業務の実績並びに配置予定技術者の資格、業務の経験及び手持ち業務等を勘案するものとする。

4 受注者の特定に関する事項

(1) 評価の方法

算出方法は、以下のとおりとする。

ア 評価値の算出方法

評価値＝技術評価点

イ 技術評価点の算出方法

技術提案書の内容に応じ、下記(ア)、(イ)、(ウ)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

(ア) 予定技術者の経験及び能力

(イ) 実施方針等

(ウ) 特定テーマに対する技術提案

(2) 受注者の決定方法

受注者の決定は、(1)によって算出された評価値の最も高い者を受注候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて受注候補者を選定する。

受注者は、受注候補者を指名審査会の審議を経て、決定する。その結果は技術提案書を提出したものの全員に通知する。

5 各種手続き等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成 31 年 2 月 18 日 (月) から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロードすること。

【電子入札ポータルサイト】

<http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html>

ウ 問い合わせ先 公告文 6 (5) ア の場所

(2) 参加表明書の提出等

参加を希望するものは、下記により参加表明書を提出するものとする。

ア 参加表明書の提出期間、提出場所及び方法等

(ア) 期 間 平成 31 年 2 月 18 日 (月) から 平成 31 年 2 月 27 日 (水) まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による

イ 技術提案書の提出要請の通知 (選定通知)

電子入札システム又は、郵便等をもって平成 31 年 3 月 5 日 (火) を予定する。

ウ 共同企業体申請書の提出

本業務の参加を希望する者は、共同企業体資格審査申請書及び共同企業体協定書を持参又は郵便等により提出しなければならない

(ア) 期 間 公告文 5 (2) ア (ア) と同じ。

(イ) 提出方法等 公告文 5 (2)ア(イ)と同じ。

(ウ) 部 数 1 部

(3) 技術提案書の提出等

技術提案書の提出方法は、次のとおりとする。

ア 提出資格

3に基づき、技術提案書の提出要請を受けた者。

イ 技術提案書の提出期間等

(ア) 期 間 平成 31 年 3 月 5 日 (火) から 平成 31 年 3 月 22 日 (金) まで

(イ) 提出方法等 参加説明書による

ウ 技術提案書のヒアリング

(ア) 期 間 平成 31 年 3 月 26 日 (火)

(イ) 方法等 参加説明書による。

(4) 受注者の決定日

受注者の決定は、下記の日時までには決定する予定である。なお、技術提案書を提出した者には、4 (2)より通知する。

ア 日 時：平成 31 年 4 月 3 日 (水) (予定)

6 その他

(1) 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加表明書、技術提案書申請書及びその他提出資料に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、技術提案書の提出要請を受けた者であっても、要請後、指名停止措置を受け受注者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(3) 記載内容の変更

参加表明書又は技術提案書の提出期限後において、原則として参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更を認めない。

(4) 配置予定技術者の確認

ア 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

ウ 受注者の決定後、TECRIS 等により配置予定管理（照査）技術者の専任制（手持ち業務量）違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

(5) 問い合わせ先一覧

ア 契約関係：〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1

沖縄県八重山土木事務所 総務用地班

電話番号 0980-82-2217

イ 応募調書資料関係：〒907-0002 沖縄県石垣市真栄里438-1

沖縄県八重山土木事務所 河川都市港湾班

電話番号 0980-82-3262

ウ 設計図書関係：イと同じ。

(6) 詳細内容

参加説明書による。

(7) 準備手続き（予算成立前）

本手続きは、次年度当初予算成立を前提とした年度開始前からの準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。従って、県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。